

入札説明書

鶴岡市消防本部・本署庁舎エレベーター保守点検業務に係る入札公告に基づく条件付一般競争入札【事後審査型】については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 令和8年8月10日（月）

2 発注者 鶴岡市

3 入札に付する事項

- (1) 件 名 鶴岡市消防本部・本署庁舎エレベーター保守点検業務（長期継続契約）
- (2) 実施場所 鶴岡市消防本部 鶴岡市美咲町36-1
- (3) 業務内容 別添仕様書のとおり
- (4) 履行期間 令和8年9月1日から令和11年8月31日まで

4 入札参加資格一般

公告6の(2)「鶴岡市から指名停止を受けていないこと。」とは、入札日から契約締結までの期間中のいずれの日においても指名停止措置を受けていないことをいう。

5 入札参加資格の確認等

この入札の参加資格の確認は、開札後に、入札会場において落札者を決定するために必要と認める範囲の者を対象として行う。審査結果については、その場で公表する。

6 特記仕様書等に対する質問及び回答

- (1) 特記仕様書、設計図及びこの入札説明書に対する質問がある場合は、次に従い提出すること。

ア 質問受付期間 令和8年8月17日（月）正午まで

イ 質問の提出先 鶴岡市消防本部総務課：shobo@city.tsuruoka.yamagata.jp

ウ 質問提出方法 電子メールにより提出するものとする。

- (2) 回答は、令和8年8月18日（火）以降、市のホームページに掲載することをもって行う。

7 入札及び開札

- (1) 入札書は、11(2)入札様式によるものとする。
- (2) 入札時間に遅れたときは、入札に参加することはできないものとする。

- (3) 入札執行回数は、3回を限度とする。
- (4) 正常かつ公正な入札執行が困難と認められる場合その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期、中止又は取り止めることがある。
- (5) 鶴岡市契約に関する規則（平成17年鶴岡市規則第54号）、入札条件（平成27年4月1日改定）、鶴岡市入札要綱（平成24年10月1日改定）に定める無効の入札を行なったものを落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

8 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で、最低価格を持って有効な入札を行なった者から落札候補者順位を確認する。
- (2) 落札候補者順位の最上位の者の入札参加資格を確認した上で、参加資格を有する場合、落札者とする。当該落札候補者に資格が無いと認められた場合には、次順位者を落札候補者とし入札参加資格を確認し、適格者が確認できるまで行う。
- (3) 最低制限価格制度及び低入札価格調査制度については採用しない。
- (4) 落札となりうる同価格の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札順位を決定する。

9 支払い

別添仕様書のとおり

10 保証金

入札保証金及び契約保証金は免除とする。

11 添付書類

- (1) 仕様書
- (2) 入札書様式
- (3) 入札委任状様式